

公益財団法人 日本セーリング連盟

公認コーチ規程

第1条(目的)

スポーツ文化を豊かに享受するというすべての人々が持つ基本的な権利を保障するため、「公益財団法人日本セーリング連盟公認コーチ規定(以下、本規定という)」を制定し、セーリングスポーツの楽しさの啓蒙とセーリングスポーツ技術の向上を通じて、スポーツ・インテグリティ、シーマンシップ、スポーツマンシップを獲得し、心身の健全な発育発達および生涯にわたる クオリティ・オブ・ライフ(QOL)の充実に寄与する。あわせて、海事思想の普及と啓蒙、豊かな海洋環境を理解し、維持と保全を行う。そのために指導者もまた、いかなる形態のセーリングスポーツにおいても、主要なコンピテンシー(思考/態度/行動/知識/技能)の持ち主であることが求められる。

本規定は、プレーヤーズセンタードなセーリング指導者の輩出を期するとともに社会的地位の向上を図ることを目的とする。

第2条(目指すコーチ像)

セーリングスポーツの楽しさの啓蒙とセーリングスポーツ技術の向上を通じて、スポーツ・インテグリティ、シーマンシップ、スポーツマンシップを獲得するためには、次のコーチ像を目指す。

- 1.セーリングスポーツを愛し、その意義と価値を自覚し、尊重し、表現できる。
- 2.グッドセーラーを育成することを通して、豊かなセーリングスポーツ文化の創造やセーリングスポーツの社会的価値を高めることができる。
- 3.セーラーの自律やパフォーマンスの向上を支援するために、常に自身をふりかえりながら学び続けることができる。
- 4.いかなる状況においても、前向きかつ直向きに取り組みながら、セーラーとともに成長することができる。
- 5.セーラーの生涯を通じた人間的成長を長期的視点で支援することができる。
- 6.いかなる暴力やハラスメントも行使・容認せず、セーラーの権利や尊厳、人格を尊重し、公平に接することができる。
- 7.セーラーが社会の一員であることを自覚し、模範となる態度・行動を取れるよう導くことができる。
- 8.セーラーやセーラーを支援する関係者(アントラージュ)がお互いに感謝・信頼し合い、かつ、協力・協働・協調できる環境を作ることができる。
- 9.セーラーが、安全にセーリングスポーツ活動ができる環境を担保することができる。
10. 海洋環境の実情を理解し、維持・保全活動を通し、セーラーに啓蒙できる。

第3条(コーチの種類と役割)

本連盟が公認するコーチ(以下、公認コーチ)は、クラブコーチ、クラブシニアコーチ、アドバンストコーチそしてナショナルコーチの4種類とする。また、4種類のそれぞれのコーチは「JSAF 指導者育成フレームワーク(以降、指導者FWという)」にゴールイメージが記載されている。

1.クラブコーチ

指導者FWにて求められる科学的・合理的なコンピテンシーを身につけており、安全な活動を提供

する能力を備えたものであることを本連盟が認めた者をいう。主に、地域スポーツクラブ、学校運動部活動でのコーチングスタッフとしての役割を担う。

2.シニアクラブコーチ

クラブコーチとして保有すべきコンピテンシーに加え、コーチ間の関わりを含め、安全な活動を提供する能力を備えたものであることを本連盟が認めた者をいう。主に、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校運動部活動での監督・ヘッドコーチとしての役割を担う。

3.アドバンストコーチ

シニアクラブコーチとして保有すべきコンピテンシーに加え、都道府県の責任者として安全で、かつ、深く科学的・合理的な活動を提供し、指導計画を構築実行評価できる能力を備えたものであることを本連盟が認めた者をいう。主に、ブロック大会から全国大会レベルの競技者・チームに対して競技力向上を目的としたコーチとしての役割を担う。

4.ナショナルコーチ

アドバンストコーチとして保有すべきコンピテンシーに加え、競技者だけでなくコーチ間の関わりや成長・育成のための指導を行える能力を備えたものであることを本連盟が認めた者をいう。主に、国際大会レベルの競技者・チームに対して競技力向上を目的としたコーチやナショナルチームのコーチングスタッフとしての役割を担う。

第4条（指導者の参加条件）

本連盟が主催する国民体育大会（国民スポーツ大会）等の全国大会において、監督・指導者（成年・少年とも）登録が求められる場合には公認コーチのうち、アドバンストコーチ資格以上の保有者の参加を認める。

ただし、2023年度までは特例措置として、クラブコーチ資格以上の保有で可とする。

第5条（養成）

公認コーチとして必要な資質能力を習得させるため、すべてのスポーツ指導者に共通して求められる資質能力に関する「共通科目」と、役割に応じて求められる専門的な資質能力に関する「専門科目」を体系的に編成し、前条各資格の養成講習会を準備し、必要に応じて実施する。

1.養成講習会は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、JSPO)と共催で実施する。

2.第1条に賛同するもので、講習会を通じて、プレーヤーズセンターのもとにあらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらセーラーの成長を支援することを通じて、豊かなセーリングスポーツ文化の創造や社会的価値を高めること貢献する意欲があるものを養成講習会の受講者として広く受け入れる。

3.各養成講習会の運営方法、カリキュラム内容、講習・試験の免除、審査などの詳細については別に定める。

4.各養成のための講習・試験の免除の適応を本連盟普及指導委員会、およびJSPO指導者育成委員会が承認した大学（学部・学科等）、その他団体などは、免除適応コースとして、共通科目、専門科目、またはその両方を、代行実施することができる。

第6条（認定）

公認コーチの認定は、次の通りとする。

1.第1条に基づき、養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了し、以下の「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度」に基づいた資質能力を身につけたものを公認コーチとして認定する。

- ・セーリングスポーツ並びにセーリングレジャーの価値や未来への責任を理解することができる。
- ・プレーヤーズセンタードの考えのもとに、暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除できる。
- ・常に学び続けることができる。
- ・セーラーの成長を支援することを通じて、豊かなセーリングスポーツやセーリングレジャー文化の創造や社会的価値を高めることに貢献できる。
- ・求められる役割に応じて、スポーツ医・科学の知識を生かし、「セーリングスポーツやセーリングレジャーを安全に、正しく、楽しく」指導することができる。
- ・求められる役割に応じて「セーリングスポーツやセーリングレジャーの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる。
- ・主たる活動の場である海洋環境の実情を理解し、維持と保全ができる。

2.公認コーチの認定は JSPO が別に定める登録規定により、登録手続きが完了したものを対象とする。

3.JSAF コーチ資格の新規取得、および更新時(4年に1回)の JSAF 認定料を 4,000 円とする。

第7条(資格取得要件)

1.クラブコーチ

原則として JSAF 会員であり、当該年度4月1日現在満18歳以上で、JSPOが行うコーチ1共通科目講習会、本連盟が行うコーチ1専門科目講習会を有効期限以内に受講し、検定審査に合格した場合にクラブコーチの資格を取得することができる。

講習会の免除及び免除適応校については別に定めるものとする。

2.シニアクラブコーチ

原則として JSAF 会員であり、二級小型船舶操縦資格以上の免許を有しており、当該年度4月1日現在満20歳以上で、JSPOが行うコーチ2共通科目講習会、本連盟が行うコーチ2専門科目講習会を有効期限以内に受講し、検定審査に合格した場合にシニアクラブコーチの資格を取得することができる。

講習会の免除及び免除適応校については別に定めるものとする。

3.アドバンストコーチ

原則として JSAF 会員であり、二級小型船舶操縦資格以上の免許を有しており、当該年度4月1日現在満20歳以上で、シニアクラブコーチの資格認定を修了しており、JSPOが行うコーチ3共通科目講習会、本連盟が行うコーチ3専門科目講習会を有効期限以内に受講し、検定試験審査に合格した場合にアドバンストコーチへ資格を昇格することができる。

講習会の免除及び免除適応校については別に定めるものとする。

4.ナショナルコーチ

原則として JSAF 会員であり、二級小型船舶操縦資格以上の免許資格を有しており、当該年度4月

1日現在満24歳以上で、アドバンストコーチの資格認定を修了しており、JSPOが行うコーチ4共通科目講習会、本連盟が行うコーチ4専門科目講習会を有効期限内に受講し、検定審査に合格した場合にナショナルコーチへ資格を昇格することができる。

講習会の免除については別に定めるものとする。

第8条(研修の義務)

- 1.公認コーチは、本連盟が認定する更新研修会に参加しなければならない。
- 2.アドバンストコーチおよびナショナルコーチ資格を有するものが公認コーチ養成のための専門科目講習会の講師を務め、一定以上の効果を得た場合、第8条第1項の更新研修会を本連盟普及指導委員会の評価により、免除することがある。(要申請)

第9条(新規登録)

- 1.登録・再登録については「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録規定」の手続きに定める。ただし、定められた期間内に手続きをしなければならない。

第10条(登録の更新)

- 1.登録年より4年毎に登録の更新をしなければならない。
- 2.有効期間満了に伴う「更新登録」にあたっては、有効期限の6ヶ月前までに、資格毎に本連盟の定める更新研修を修了するなどの要件を満たさなければならない。

第11条(資格の保留/停止/取消と処分基準)

- 1.公認コーチとしての名誉を傷つける行為があった場合。
- 2.「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録規定」にもとづく登録更新手続きをしなかった場合。
- 3.公認コーチが第11条第1項の行為に違反したと認められたときは、処分を行うものとし、本連盟「倫理規定」に基づき、処分内容を決定する。
- 4.公認コーチが「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ指導者制度」「公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程」「公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程第3条」に違反したと認められたときは、処分を行うものとし、「公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程」に基づき、処分内容を決定し、再教育を実施する。

第12条(雑則)

本規定に定めるほか、公認コーチに関して必要な事項は別に定めることができる。

附則

1. この規定は2020年6月27日から施行する。
2. この規定は2023年6月17日改訂施行する。